

さくら事務所便り

連絡先：〒223-0052

神奈川県横浜市港北区綱島東5-4-5-108

電話：045-716-6080

e-mail: info@sakura-management.net

中途採用比率の公表が 来年春スタート

◆中途採用比率の公表

来年度から、企業は自社の中途採用比率を公表することとされました。

これは、政府が進める求職者と企業側のニーズのマッチング、新卒一括採用の見直し、就職氷河期世代や高齢層の中途採用の拡大を反映した施策です。

9月に開かれた厚生労働省の労働政策審議会で、内容について「おおむね妥当」との答申が行われ、内容がほぼ固まりました。令和3年4月1日から施行とされていますので、対象となる企業では準備を進めておく必要があります。

◆公表の方法

対象は、常時雇用する労働者の数が301人以上の企業です。対象企業は、「雇い入れた通常の労働者及びこれに準ずる者」に占める、いわゆる中途採用者の数の割合を、

・おおむね1年に1回以

上、

- ・公表日を明示し、
- ・直近の3事業年度分の実績について、
- ・インターネットなど、求職者等が容易に閲覧できる方法で、

公表しなければならないとされています。

ここでいう「通常の労働者に準ずる者」とは、短時間正社員のことです。短時間正社員とは、さらに具体的には、期間の定めのない労働契約を締結している労働者であって、1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、かつ、通常の労働者と同等の待遇を受けるもの、です。

◆今後の情報に注意

自社ホームページの採用情報のページに掲載し公表するのがわかりやすいかと思われそうですが、具体的な明示の仕方などは、追って厚生労働省から案内されると思いますので、対象となる企業は今後の情報に注意しておき

ましょう。

また、特定求職者雇用開発助成金などの利用も併せて検討できるかもしれません。

企業における感染症対策の実態は？～東京商工会議所調査より

◆企業活動に影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症

今年の頭から全世界にパンニックを引き起こした新型コロナウイルスですが、多くの企業の事業活動にも大きな影響を及ぼしています。東京商工会議所が会員企業1,477社（回答数582社、回答率39.4%）を対象に実施した調査でも、76.1%が新型コロナウイルス感染症拡大は事業継続への影響を与えたと回答しています。大なり小なり、何ら影響を受けていないという企業は少ないのではないのでしょうか。

◆感染症BCP 必要性は認識しながらも策定困難な企業が多い

本調査では感染症の対応を含むBCP（事業継続計画）の有無についても聞いており、「有る」と回答した企業は17.8%、「策定中」「今後、策定予定」と回答した企業は合わせて36.1%だったそうです。一方、「必要だと思うが、予定はない」と回答した企業は42.4%となっています。感染症BCP策定上の課題として、「ノウハウやスキルがない（66%）」「人員が割けない（49.5%）」との回答も多く、BCP策定の必要性は感じながらも、なかなか実施できないという企業の実情が読み取れます。

◆感染拡大防止のために実施した対策と購入資材

また、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて実施した対策として、「手洗い・うがい・マスク着用の励行（96.6%）」「アルコール消毒液等の設置（94.5%）」はほとんどの企業が実施しており、「飛沫感染防止資材の購入（74.6%）」「定期的な従業員の体調確認（68%）」が続いています。感染防止のために社内で購入した資材としては、「手指用消毒液（90.5%）」と「マスク（86.9%）」が上位になっている一方、「設備用消毒液（46.6%）」「間仕切り（アクリル板等）（40.7%）」な

どは半数以下となっています。

◆企業に求められる対策

本調査は東京23区の会員企業の現況を示したのですが、対策が十分といえる企業はまだ少なく、付け焼刃的に対応している企業が多いようです。感染症に限らず、最近は自然災害等による影響も目立つところです。今後は、地域ごとの特徴を踏まえ、自社の課題を整理したうえでの、わかりやすい対策マニュアルの策定が求められていくことでしょう。

【東京商工会議所「企業における感染症対策に関する実態調査」結果について】
<https://www.tokyo-cci.or.jp/page.jsp?id=1022911>

11月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

16日

- 所得税の予定納税額の減額承認申請書 (10月

31日の現況)の提出 [税務署]

30日

- 個人事業税の納付 <第2期分> [郵便局または銀行]
- 所得税の予定納税額の納付 <第2期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

～当事務所より一言～